

議案第 2 号

渡島海区及び檜山海区漁業調整委員会委員選挙執行計画について

平成 2 8 年 8 月 3 日執行の渡島海区及び檜山海区漁業調整委員会委員選挙に係る執行計画を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 7 月 7 日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 長 坂 久

平成28年8月3日執行

渡島海区及び檜山海区漁業調整 委員会委員選挙

執 行 計 画

八雲町選挙管理委員会

平成28年8月3日執行

渡島海区及び檜山海区漁業調整委員会委員選挙執行計画

1 選挙の期日等

(1) 告示日 平成28年7月25日(月)

(2) 選挙の期日 平成28年8月3日(水)

・漁法85③《構成》

選挙した者9人(渡島海区9人・檜山海区9人)

・準法33①《選挙》

その任期が終わる日の前30日以内に行う。

任期満了日 渡島海区 平成28年8月7日

檜山海区 平成28年8月14日

・準法33⑤三

少なくとも9日前に告示しなければならない。

2 投票区・投票所・投票所区域・投票時間

(1) 16投票区、投票所 〈別紙1〉

(2) 投票時間 午前10時00分～午後5時00分

・準法17②《投票区》

・準法39《投票所》

・漁令6①②《投票所の開閉時刻》

午前7時に開き午後8時に閉じる。

選挙人の投票に支障がないと認められる場合、異なる時刻を定めることができる。投票所を開いておく時間は、4時間を下ってはならない。

【告示】…投票区（準法 17③）

【告示】…投票所（準法 41①）

【告示】…投票所の開閉時刻（漁令 6 ③）

3 投票管理者及び同職務代理人 〈後日開催の委員会で選任〉

・準法 37①② 《投票管理者》

・準令 24① 《投票管理者の職務代理人又は職務管掌者の選任》

【告示】…投票管理者又はその職務代理人（準令 25）

4 投票立会人 〈後日開催の委員会で選任〉

・準法 38① 《投票立会人》

※同一の政党その他の政治団体に属する者からは1つの投票区において2人以上を投票立会人に選任することができない法第 38 条第 4 項の規定は準用していない。

※投票立会人の選任通知（準法 38①）

※投票立会人の氏名等を投票管理者に通知（準令 27）

5 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理人 〈後日開催の委員会で選任〉

・準法 48 の 2 ② 《期日前投票》 読替法 37② 《投票管理者》

・準令 24① 《投票管理者の職務代理人又は職務管掌者の選任》

【告示】…期日前投票所の投票管理者及び同職務代理人の選任

（準令 49 の 7 読替令 25）

6 期日前投票所の投票立会人 〈後日開催の委員会で選任〉

・ 準法 48 の 2 ② 《期日前投票》 読替 38① 《投票立会人》

※同一の政党その他の政治団体に属する者からは1つの投票区において2人以上を投票立会人に選任することができない法第 38 条第 4 項の規定は準用していない。

※投票立会人の選任通知（準法 48 の 2 読替法 38①）

※投票立会人の氏名等を投票管理者に通知（準令 49 の 7 読替令 27）

7 不在者投票を行う場所、時間及び指定施設

期 間 平成 28 年 7 月 26 日～平成 28 年 8 月 2 日 （8 日間）

（1）不在者投票を行う場所及び時間

① 二海郡八雲町住初町 1 3 8 番地

八雲町役場 第 1 会議室

午前 8 時 30 分～午後 8 時

② 二海郡八雲町熊石根崎町 1 1 6 番地

八雲町役場熊石総合支所 町民ギャラリー

午前 8 時 30 分～午後 5 時

③ 二海郡八雲町落部 8 7 9 番地

八雲町役場落部支所 事務室

午前 8 時 30 分～午後 5 時

・ 準法 49① 《不在者投票》

・ 準法 270 の 2 《不在者投票の時間》

※地域の実情等を考慮して午後 5 時から午後 8 時までの間で異なる時刻を定めている場合は、その定められている時刻。

（2）不在者投票を行う指定施設

◇ 指定病院

① 二海郡八雲町宮園町 1 2 8 番地

国立病院機構八雲病院

- ② 二海郡八雲町東雲町 5 0 番地
八雲総合病院
- ③ 二海郡八雲町栄町 1 3 番地 1
介護老人保健施設コミュニティーホーム八雲
- ④ 二海郡八雲町熊石雲石町 4 9 4 番地 1
八雲町熊石国民健康保険病院

◇ 指定老人ホーム

- ① 二海郡八雲町大新 4 7 番地 4
特別養護老人ホーム厚生園
- ② 二海郡八雲町熊石平町 3 2 4 番地 2 0 2
特別養護老人ホームくまいし荘
- ③ 二海郡八雲町栄町 1 3 番地 1
ケアハウスひまわり
- ④ 二海郡八雲町栄町 1 3 番地 1
ケアハウスなのはな

時 間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時

・道規程 16 《病院等の指定》

※不在者投票を行うことができる病院等の指定(昭和 57 年北海道選挙管理委員会告示第 102 号)

・準法 270① 《選挙に関する届出等の時間》

8 期日前投票を行う場所及び時間

(1) 期 間 平成 2 8 年 7 月 2 6 日～平成 2 8 年 8 月 2 日 (8 日間)

(2) 場所及び時間

- ① 二海郡八雲町住初町 1 3 8 番地

八雲町役場 第 1 会議室

午前 8 時 3 0 分～午後 8 時

② 二海郡八雲町熊石根崎町 1 1 6 番地

八雲町役場熊石総合支所 町民ギャラリー 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時

③ 二海郡八雲町落部 8 7 9 番地

八雲町役場落部支所 事務室 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時

・ 準法 48 の 2 ③ 《期日前投票》 読替法 39 《投票所》

・ 漁令 7 の 2 ①② 《期日前投票所の開閉時刻》

投票所は、午前 8 時 3 0 分に開き、午後 8 時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を繰り上げることができる。

【告示】…期日前投票所の開閉時刻の変更（漁令 7 の 2 ③）

※期日前投票所の投票管理者に通知

【告示】…期日前投票所の場所及び設ける期間（準法 48 の 2 ③読替法 41①）

9. 開票管理者及び職務代理者 〈後日開催の委員会で選任〉

・ 準法 61①② 《開票管理者》

・ 準令 67① 《開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任》

【告示】…開票管理者又はその職務代理者の氏名等

10 開票立会人決定のくじの施行の日時、場所

(1) 日 時 平成 2 8 年 8 月 1 日 (月) 午前 9 時 3 0 分

(2) 場 所 八雲町選挙管理委員会事務局

(3) くじを行う要領 〈別紙 2〉

(4) 届 出 受付開始 平成 2 8 年 7 月 2 5 日 午前 8 時 3 0 分

受付期限 平成 2 8 年 7 月 3 1 日 午後 5 時 0 0 分

・ 準法 62①② 《開票立会人》

※同一の政党その他の政治団体所属の届出に係る開票立会人を、一の開票区において3人以内とする法第 62 条第 3 項から第 5 項の規定は、準用していない。

※開票立会人の選任通知、参集通知（準令 70 の 2）

【告示】…くじを行う場所及び日時（準法 62⑥）

11 公営施設使用の個人演説会会場指定施設

指定施設 53箇所 〈別紙3〉

・ 準法 161（除く第2項）

12 開票の日時・場所

(1) 日 時 平成28年8月3日（水） 午後7時

(2) 場 所 八雲町役場第1・2会議室

・ 準法 18① 《開票区》

・ 準法 63 《開票所の設置》

・ 準法 65 《開票日》

【告示】…開票の場所及び日時（準法 64）

13 臨時啓発計画

(1) 啓発チラシ配布 （告示の翌日：実行組合（区）長、個人宛）

(2) 懸垂幕の掲出 3箇所（八雲、落部漁協、総合支所）

別紙 1

区 分		投 票 所	投 票 所
投票区	投 票 所	区 域	所 在 地
第 1	黒岩会館	黒岩	黒岩664番地28
第 2	山崎 1 区会館	山崎	山崎139番地
第 3	花浦 1 区会館	花浦	花浦387番地 6
第 4	内浦生活館	第 1～3、第 5～11投票 区に属さない区域	内浦町163番地
第 5	浜松会館	浜松の一部	浜松143番地
第 6	山越中央会館	山越の一部、浜松の一部	山越207番地
第 7	野田生会館	野田生、山越の一部	野田生200番地1
第 8	東野 1 区会館	東野	東野155番地 3
第 9	川向会館	落部の一部	落部631番地
第10	落部レクリエーションセンター	落部の一部、入沢	落部333番地
第11	栄浜会館	栄浜	栄浜113、114番地
第12	熊石相沼母と子の家	折戸、相沼、館平	熊石相沼町336番地
第13	熊石泊川児童館	泊川、黒岩	熊石泊川町136番地
第14	ふれあい交流センターくまいし館	見日、鮎川、平、豊岩、 根崎、雲石	熊石雲石町135番地2
第15	熊石鳴神生活改善センター	鳴神、西浜	熊石鳴神町110番地 1
第16	熊石関内生活改善センター	関内	熊石関内町88番地

別紙 2

開票立会人となるべき者を決定するくじを行う要領

平成28年8月3日執行の渡島海区及び檜山海区漁業調整委員会委員選挙の開票立会人となるべき者を決定するくじを行う要領を、次のとおり定める。

1 くじの施行の日時・場所

日 時 平成28年8月1日（月） 午前9時30分
場 所 八雲町選挙管理委員会事務局

2 くじの対象者及びくじの方法

(1) くじの対象者（第62条②）

選挙の期日の告示の日から選挙の期日前3日（7月31日（日）午後5時00分）までに開票立会人となるべき者の届出があった者。

【くじを引く条件】別紙

(2) くじを引く順序を決めるくじ

くじの対象となった開票立会人の数と同数のくじ棒をくじ箱に入れ、届出のあった順に取り出したくじ棒の番号をもってくじを引く順序とする。

(3) 開票立会人を決めるくじ

くじの対象となった開票立会人の数と同数のくじ棒に、開票立会人となるべき数だけ「当り表示」（適宜に表示）し、(2)のくじで決めた順により、順次取り出し、「当り表示」のくじを引いた者をもって決定する。

4 くじを施行する者及び立会人

(1) 八雲町選挙管理委員会委員長が順次施行する。

(2) 八雲町選挙管理委員会委員及び事務局長又は書記が立会する。

【くじを引く条件】

公職選挙法第62条②（開票立会人の選任）

- く
じ
を
引
く
順
序
- ①
- ・ 10人を超えないとき（直ちに開票立会人）… くじの施行なし
 - ・ 10人を超えるとき …… くじ …… 10人まで
- ②
- ・ 3人以上いなければならない …… （最低3人）
 - ・ 3人を欠く場合 …… 選挙管理委員会が選任する。（法62⑧）

※ 開票立会人が選挙の期日以後3人に達しなくなったときは、開票管理者において選任する。（法62⑧）

〈別紙3〉

公営施設使用の個人演説会等会場指定施設

(個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設)

(公職選挙法第161条第1項第3号)

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設 管理者名	聴衆席 の面積	聴取席 収容見込 人員数	備考
平 7. 2. 20	二海郡八雲町 落部333番地	落部クリエイションセンター	八雲町長	m ² 181	人 200	
平 8. 5. 13	同 黒岩644番地28	黒岩会館	同	132	150	
同	同 内浦町191番地1	八雲町消防本部第1会議室	八雲町 消防長	173	150	
同	同 出雲町60番地10	出雲町会館	八雲町長	82	90	
同	同 豊河町4番地16	豊河町会館	同	57	70	
同	同 野田生200番地1	野田生会館	同	144	160	
同	同 花浦221番地1	花浦山会館	同	67	80	
同	同 栄浜113・114番地	栄浜会館	同	119	120	
同	同 鉛川24番地1	鉛川会館	同	49	60	
平 8. 5. 13	二海郡八雲町 野田生401番地5	柏沼会館	同	66	80	

備考

- 1 指定施設管理者名欄は、個人の施設以外の施設にあつては、団体名及びその管理者の職名を記載すること。
- 2 聴衆席の面積欄の表示単位未満は、四捨五入すること。
- 3 ※印は使用料徴収規定あり。

公営施設使用の個人演説会等会場指定施設

(個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設)

(公職選挙法第161条第1項第3号)

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設 管理者名	聴衆席 の面積	聴取席 収容見込 人員数	備考
平 8. 5. 13	同 上八雲296番地3	上八雲会館	同	69	60	
同	同 豊河町11番地14	内浦町1区会館	同	72	90	
同	同 栄町74番地	栄町会館	同	178	190	
同	同 下の湯95番地2	下の湯会館	同	57	70	
同	同 落部631番地	川向会館	同	77	90	
同	同 東野473番地1	東野母と子の家	同	80	90	
同	同 内浦町163番地	内浦生活館	同	178	120	
同	同 富士見町191番地1	東部児童会館	同	143	160	
同	二海郡八雲町 山崎309・310番地	山崎2区会館	同	74	80	
同	同 立岩309番地1	立岩会館	同	99	100	

備考

- 1 指定施設管理者名欄は、個人の施設以外の施設にあつては、団体名及びその管理者の職名を記載すること。
- 2 聴衆席の面積欄の表示単位未満は、四捨五入すること。
- 3 ※印は使用料徴収規定あり。

公営施設使用の個人演説会等会場指定施設

(個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設)

(公職選挙法第161条第1項第3号)

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設 管理者名	聴衆席 の面積	聴取席 収容見込 人員数	備考
平 8. 5. 13	同 三杉町25番地21	三杉町会館	同	58	60	
同	同 宮園町4番地	八雲消防署西出張所会議室	八雲町 消防長	92	100	
同	同 春日37番地1	春日地区生活改善センター	八雲町長	70	80	
同	同 入沢196番地1	入沢会館	同	62	70	
同	同 立岩65番地10	立岩2区会館	同	64	70	
同	同 上の湯173番地	上の湯会館	同	66	70	
同	同 東雲町30番地17・50番地73	東雲町会館	同	79	90	
同	同 浜松266番地2	浜松地区生活改善センター	同	69	80	
同	同 出雲町60番地13	八雲町民センター	八雲町 教育長	383	800	※
同	同 落部879番地	落部町民センター	八雲町長	368	800	※

備考

- 1 指定施設管理者名欄は、個人の施設以外の施設にあつては、団体名及びその管理者の職名を記載すること。
- 2 聴衆席の面積欄の表示単位未満は、四捨五入すること。
- 3 ※印は使用料徴収規定あり。

公営施設使用の個人演説会等会場指定施設

(個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設)

(公職選挙法第161条第1項第3号)

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設 管理者名	聴衆席 の面積	聴取席 収容見込 人員数	備考
平 8. 5. 13	同 花浦387番地6	花浦 1 区会館	同	57	70	
同	同 元町61番地5	元町会館	同	57	70	
同	同 桜野43番地3	赤笹会館	同	66	80	
同	同 春日429番地3	春日会館	同	49	50	
同	同 山崎139番地	山崎 1 区会館	同	72	90	
同	同 東野155番地3	東野 1 区会館	同	105	120	
同	同 野田生851番地4	大木平会館	同	44	50	
同	二海郡八雲町 大新143番地2	大新会館	同	72	80	
同	同 山越207番地	山越中央会館	同	81	100	
同	同 東町42番地1・42番地2・44番地	東部生活館	同	165	180	

備考

- 1 指定施設管理者名欄は、個人の施設以外の施設にあつては、団体名及びその管理者の職名を記載すること。
- 2 聴衆席の面積欄の表示単位未満は、四捨五入すること。
- 3 ※印は使用料徴収規定あり。

公営施設使用の個人演説会等会場指定施設
(個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設)
(公職選挙法第161条第1項第3号)

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設 管理者名	聴衆席 の面積	聴取席 収容見込 人員数	備考
平11. 1. 27	同 栄町13番地1	八雲町総合保健福祉施設 シルバープラザ	同	671	700	※
平 8. 5. 8	同 熊石関内町88番地	熊石関内生活改善センター	同	118	236	※
同	同 熊石平町49番地	熊石平生活改善センター	同	118	236	※
同	同 熊石鮎川町148番地2	熊石鮎川生活館	同	118	236	※
同	同 熊石泊川町136番地	熊石泊川児童館	同	118	236	※
同	同 熊石相沼町336番地	熊石相沼母と子の家	同	118	236	※
同	同 熊石鳴神町110番地1	熊石鳴神生活改善センター	同	90	180	※
同	二海郡八雲町 熊石折戸町41番地1	熊石折戸振興会館	同	88	176	※
同	同 熊石見日町217番地	熊石見日生活改善センター	同	70	140	※
同	同 熊石館平町111番地	熊石総合センター	同	444	888	※

備考

- 1 指定施設管理者名欄は、個人の施設以外の施設にあっては、団体名及びその管理者の職名を記載すること。
- 2 聴衆席の面積欄の表示単位未満は、四捨五入すること。
- 3 ※印は使用料徴収規定あり。

公営施設使用の個人演説会等会場指定施設

(個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設)

(公職選挙法第161条第1項第3号)

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設 管理者名	聴衆席 の面積	聴取席 収容見込 人員数	備考
平 8. 5. 8	同 熊石畳岩町66番地3	熊石畳岩振興会館	同	100	200	※
同	同 熊石西浜町147番地1	熊石西浜振興会館	同	102	204	※
平27. 2. 4	同 熊石雲石町135番地2	八雲町ふれあい交流 センターくまいし館	同	325	300	※

備考

- 1 指定施設管理者名欄は、個人の施設以外の施設にあっては、団体名及びその管理者の職名を記載すること。
- 2 聴衆席の面積欄の表示単位未満は、四捨五入すること。
- 3 ※印は使用料徴収規定あり。